

広島県告示第九百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十一年十一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十一月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市目崎町字加二三六番一地从先から 府中市目崎町字川渕一六〇番一地从先まで	一四・九〇	七・〇〇 三・四〇	一一・三〇 一四・九〇	三三〇・〇〇	拡張